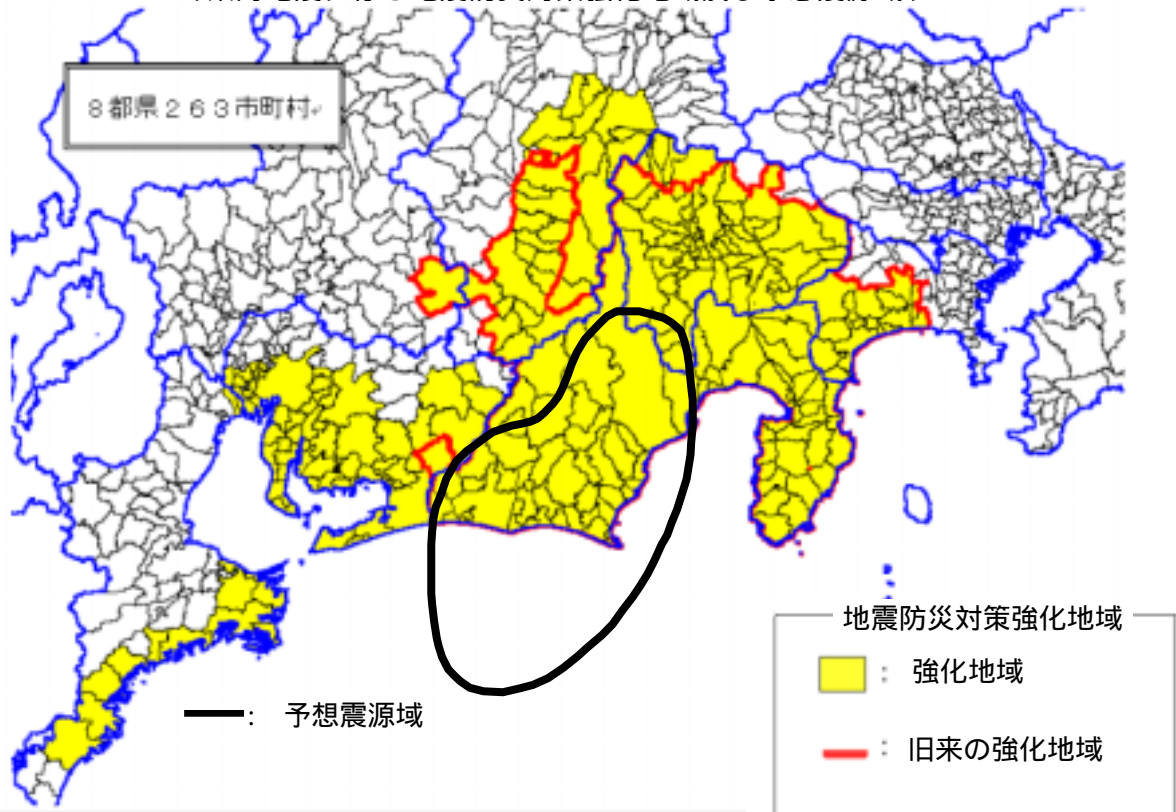


### 3. 東海地震対応 東海地震対策について

東海地震については、大規模地震対策特別措置法（昭和53年制定）に基づき、静岡県を中心とする8都県263市町村を地震防災対策強化地域に指定され、対策を講じている。

\*平成14年4月23日指定地域見直しにより修正

〔東海地震に係る地震防災対策強化地域及び予想震源域〕



#### 地震防災対策強化地域の指定

##### →地震予知のための観測・測定の強化

- ・地震計約210箇所(全国比約30%)、歪計約40箇所(同約100%)、傾斜計約50箇所(同約100%)  
伸縮計約10箇所(同約100%)、潮位計約25箇所(同約20%)、地下水位計約10箇所(同約100%)

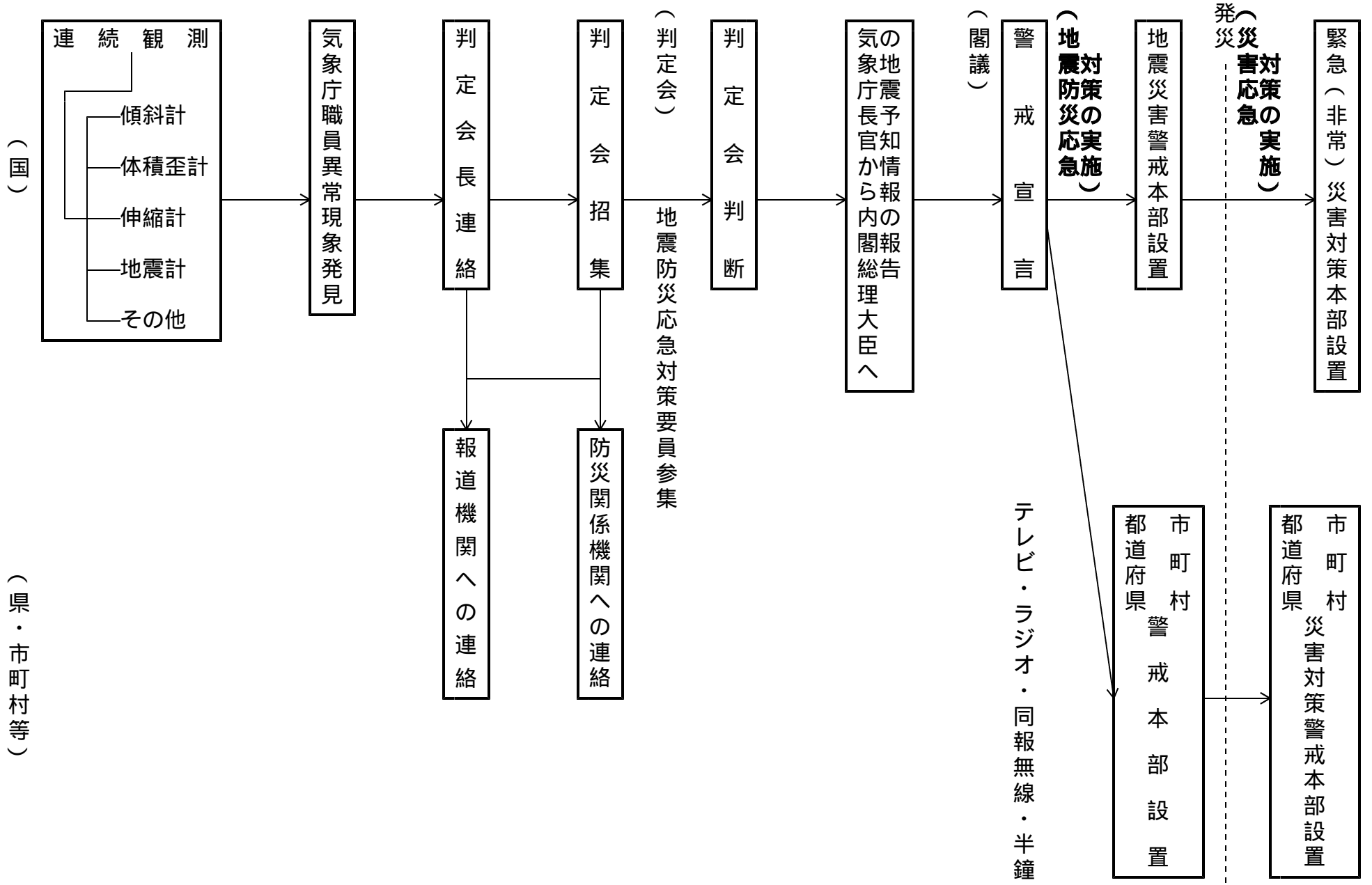
##### →予知を前提とした避難・警戒体制の構築

- ・中央防災会議による「地震防災基本計画」の作成（平成11年7月に修正）
- ・指定行政機関・指定公共機関による「地震防災強化計画」の作成
- ・民間事業者等による「地震防災応急計画」の作成

##### →予防対策の推進

- ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（議員立法）に基づき避難地、避難路等の整備を推進
- ・税制上の特例により、動力消防ポンプ、防災用井戸等の整備を推進

# 異常現象発見から警戒宣言までの流れ



## 東海地震の警戒宣言が発せられた場合の対応措置

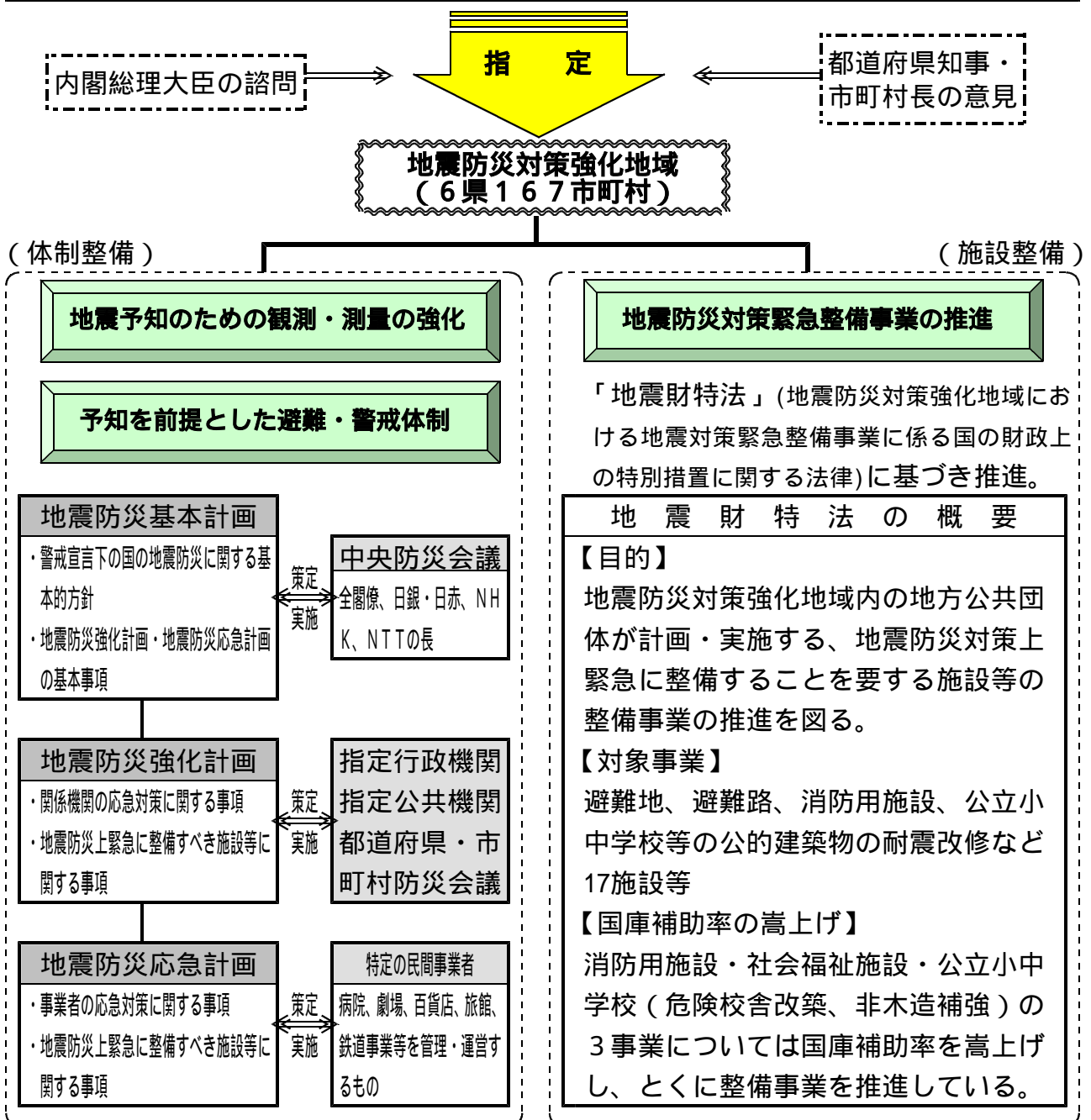
項 目	内 容
1 . 避難	・ 避難対象者等があらかじめ指定されている避難地へ避難
2 . ライフライン	・ 飲料水については供給を継続 ・ 電気については供給を継続、ただし、発電用燃料の受け入れを陸上及び海上ともに中断 ・ ガスについては、各工場等からの供給に対して、使用に支障をきたさない範囲で減圧措置を実施
3 . 電話	・ 一般通話の利用を制御するとともに、利用者に対してその旨の協力を要請 ・ 防災機関等の重要回線を確保するため、移動電源車等を確保
4 . J R ・ 私鉄	・ 強化地域内の在来線・新幹線ともに最寄りの安全な駅に停車 ・ 強化地域の周辺地域では、在来線で一部徐行運転を実施
5 . バス ・ タクシー	・ 強化地域内で運行を中止
6 . 船舶	・ 津波の影響がある強化地域周辺海域で運行を中止
7 . 一般道路	・ 強化地域内への流入を極力制限 ・ 強化地域外への流出は原則として制限なし ・ 強化地域内の主要道路では走行を極力抑制 ・ 強化地域内の避難路及び緊急輸送路では走行を禁止又は制限 ・ 強化地域周辺でも状況に応じて交通規制を実施
8 . 高速道路	・ 強化地域内への流入を極力制限 ・ 強化地域外への流出は原則として制限なし ・ 強化地域内のインターチェンジからの流入を制限 ・ 強化地域周辺でも状況に応じて交通規制を実施
9 . 金融機関	・ オンライン稼働を除いて、営業を停止
10 . 百貨店	・ 営業を停止し、買物客を外に誘導
11 . 病院	・ 外来診療を中止 ・ 入院患者について、保護者の引き取りがある場合にはこれに対応し、保護者の引き取りがない場合には、近くの安全な場所に誘導
12 . 劇場	・ 営業を停止し、客を外に誘導
13 . 学校 ・ 幼稚園	・ 状況に応じて保護者に引き渡し ・ 保護者の引き取りがない場合には、安全な場所に避難誘導

# 大規模地震対策特別措置法等の概要

「大規模地震対策特別措置法」は予知の可能性のある大規模地震に対し、事前の措置として地震防災対策強化地域を定め、観測体制の強化と防災体制の整備を進めるとともに、ひとたび予知情報に基づく警戒宣言が出された時には、いっせいに地震防災行動をとり、地震による被害の軽減を図るものである。

## 大規模地震対策のスキーム

大規模な地震の発生が切迫かつ当該地震時に著しい地震災害が生じるおそれのある地域



## 東海地震の想定震源域の見直しについて

大規模地震対策特別措置法の成立以来、四半世紀が経過し、その間の観測データの蓄積や新たな学術的知見等が得られてきている。

そのため、中央防災会議に「東海地震に関する専門調査会」を設置し、想定震源域を見直し、著しい被害を受ける地域等を検討し、より正確な予知や、よりの確な防災対策に反映することとしている。

### 東海地震に関する専門調査会での検討事項

#### この20数年間の観測データの蓄積等から得られた知見

陸側のプレートに沈み込み、海側のプレートの形状が分かるようになってきた  
プレート同士が固く貼り付いている部分があるようになってきた  
人工衛星測量（GPS）によるプレートの運動が精緻に分かるようになってきた

#### 直前予知の可能性のある想定震源域はどんな位置・形状か

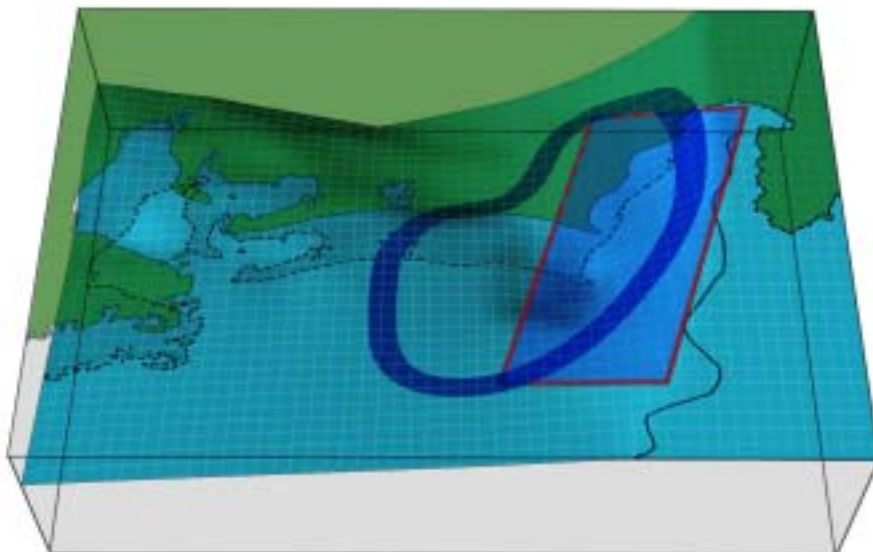


図 現在の想定震源域（赤線）と新たな想定震源域【案】（青線）

#### 各地域の地震の揺れの強さや津波の高さはどれくらいか

#### 著しい被害を受ける範囲はどこまでか

#### より正確な予知や、よりの確な防災対策に反映